

議案第7号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月5日提出

大網白里市長 金坂 昌典

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第11条」を「第11条第2項」に、「ことを目的と」を「ものと」に改める。

第2条中「次の」の次に「各号に掲げる」を加える。

第3条第1項第10号中「理学療法作業手当」を「機能訓練作業手当」に改め、同項に次の1号を加える。

（11）調剤手当

第3条第11項を次のように改める。

11 機能訓練作業手当は、市立病院に勤務する理学療法士又は言語聴覚士が、機能訓練作業に従事したときに支給する。

第3条に次の1項を加える。

12 調剤手当は、市立病院に勤務する薬剤師が、調剤作業に従事したときに支給する。

別表保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項中

理学療法作業手当	理学療法士	月額	5,000円	を
機能訓練作業手当	理学療法士 言語聴覚士	月額	5,000円	

項に次のように加える。

調剤手当	薬剤師	月額	10,000 円
------	-----	----	----------

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。